

半期報告書の訂正報告書

石油資源開発株式会社

東京都品川区東品川二丁目 2 番20号

(121005)

本文書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して関東財務局に提出した半期報告書の訂正報告書の記載事項を、P D F ファイルとして作成したものであります。

E D I N E T による提出文書は一部の例外を除きH T M L ファイルとして作成することとされており、当社ではワードプロセッサファイルの元データをH T M L ファイルに変換することにより提出文書を作成しております。

本文書はその変換直前のワードプロセッサファイルを元に作成されたものであります。

【表紙】

| | |
|------------|---------------------------------------|
| 【提出書類】 | 半期報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成17年1月18日 |
| 【中間会計期間】 | 第35期中（自平成16年4月1日至平成16年9月30日） |
| 【会社名】 | 石油資源開発株式会社 |
| 【英訳名】 | Japan Petroleum Exploration Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 棚橋 祐治 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区東品川二丁目2番20号 |
| 【電話番号】 | 03(5461)7306 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部文書グループ長 近藤 哉 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区東品川二丁目2番20号 |
| 【電話番号】 | 03(5461)7306 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部文書グループ長 近藤 哉 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成16年12月20日付で提出いたしました半期報告書に添付の中間監査報告書（連結及び個別）につきまして、同日付で監査法人より記載事項の記載順序に一部訂正の申入れがあったことから、当該箇所を訂正するため、証券取引法第24条の5第5項により準用する同法第7条の規定に基づき、本訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

- (1)第35期 中間監査報告書（連結）
- (2)第35期 中間監査報告書（個別）

3【訂正箇所】

訂正前及び訂正後の各中間監査報告書における訂正箇所を_____ 罫で示しております。

(訂正前・連結)

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚橋 祐治 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 梅澤 厚廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古杉 裕亮 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石油資源開発株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の保有する国際石油開発株式会社の普通株式は、平成16年11月17日に東京証券取引所市場第一部に上場された。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

(訂正後・連結)

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚橋 祐治 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 梅澤 厚廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古杉 裕亮 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石油資源開発株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の保有する国際石油開発株式会社の普通株式は、平成16年11月17日に東京証券取引所市場第一部に上場された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

(訂正前・個別)

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚橋 祐治 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 梅澤 厚廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古杉 裕亮 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石油資源開発株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、石油資源開発株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の保有する国際石油開発株式会社の普通株式は、平成16年11月17日に東京証券取引所市場第一部に上場された。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

(訂正後・個別)

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

石油資源開発株式会社

代表取締役社長 棚橋 祐治 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 梅澤 厚廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古杉 裕亮 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石油資源開発株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、石油資源開発株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の保有する国際石油開発株式会社の普通株式は、平成16年11月17日に東京証券取引所市場第一部に上場された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。